

令和3年11月18日
教育相談・支援課
教育指導課

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの検討状況について

1 主旨

不登校の児童・生徒を取り巻く社会情勢や教育環境の変化に対応し、新たな「教育総合センター」の機能を発揮しながら、不登校支援策の更なる充実に向けた、令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる具体的な行動計画を定めた「第2次世田谷区不登校支援アクションプラン」の策定に向けた検討状況を報告する。

なお、計画の策定にあたっては、「(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)」や「第2次教育ビジョン・調整計画」などの諸計画との整合性を図る。

2 計画素案の内容

別紙1及び別紙2のとおり

別紙1 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン素案【概要版】

別紙2 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン素案【本文】

3 計画の検討体制

区立小・中学校校長会及び学識経験者等による検討委員会を設置し、素案のとりまとめまでに2回実施した。今後は、検討委員会を継続し、「第2次教育ビジョン・調整計画」のパブリックコメントの内容も踏まえながら案をとりまとめていく。

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年12月 第3回世田谷区不登校施策検討委員会

4年 1月 文教常任委員会報告(案)

3月 策定

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン(令和4年度～令和5年度) 素案 概要版

第1章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について

1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

世田谷区教育委員会では、平成21年5月「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、その後、状況の変化に対応するため、平成30年度に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

本計画は、アクションプランの4年間の取り組みを振り返り、現状と課題を的確に把握するとともに、不登校支援の拠点となる「教育総合センター」の機能を発揮し、社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策のさらなる充実に向けた具体的な行動計画を定めたものです。

(2) 計画の期間

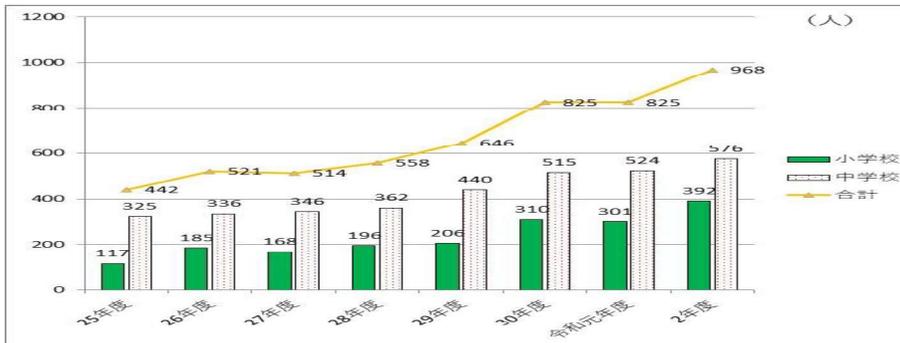
第2次世田谷区教育ビジョン調整計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)等との整合を図るため、令和4、5年度の2年間を行動計画とします。

第2章 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析(一部抜粋)

◎不登校児童・生徒数の推移等

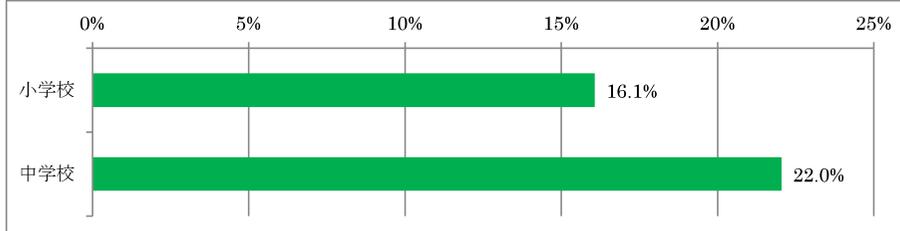
児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査



【現状】・世田谷区の不登校児童・生徒数は令和2年度で小学校392人 中学校576人 合計968人となっており、平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。また、出現率(割合)も全国に比べ高い水準で推移している

【課題】・新たな不登校児童・生徒を生み出さないための取り組みが必要
・小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化が必要

◎相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒



児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【現状】・小中学校とともに、不登校児童・生徒の約7割が、スクールカウンセラーや養護教諭などによる相談や助言、指導等の支援を受けています。一方で、小学校で約16%、中学校で約22%、支援を受けていない不登校児童・生徒がいます。

【課題】・学校内外の教育相談体制を強化し、早期に支援につなげていく体制が必要
・一人一人の状況に即した支援につなげるため、多様な相談支援や学習支援、居場所の確保が必要

第3章 世田谷区不登校対策アクションプラン(2018年度～2021年度)の取り組み成果と課題

1 不登校対策アクションプラン(2018年度～2021年度)の主な取り組み成果と課題

I 児童・生徒に対する直接的な支援

【主な取り組み成果】

- ・放課後、土曜日の補習教室の実施やタブレット型情報端末を活用した学習支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカーの増員、特別支援教育巡回グループ設置等による相談・支援体制の強化
- ・別室で登校する児童・生徒への人的支援(学校生活サポーター)の試行的配置
- ・教育総合センターにおける不登校支援の充実(総合的な相談体制の構築、不登校支援チームの設置等)に向けた検討、実施

【さらなる充実に向けて】

- ・一人一人の個性や能力に応じた学習支援やキャリア教育の推進による魅力ある学校づくり
- ・予防から初期対応、継続支援の各段階において統一的な対応を行うためのガイドラインの作成、活用
- ・小・中学校間における情報の引継ぎや連携の強化、福祉部門と連携した継続的な支援の実施
- ・ICTを活用した多様な学習支援や居場所の確保

II 環境の整備

【主な取り組み成果】

- ・教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修の実施による教員の対応力の向上
- ・民間のノウハウを活用したほっとスクール希望丘の開設、運営による支援体制の充実
- ・本格的な学習支援を必要とする児童・生徒の新たな支援の場となる不登校特例校の設置に向けた検討
- ・不登校施策をまとめたリーフレットの作成、配布による情報提供の機会の拡充

【さらなる充実に向けて】

- ・未然防止、早期支援に向けた、児童・生徒に対する教員等のアセスメント力の向上
- ・運営評価の結果を踏まえた、ほっとスクールにおける支援内容の充実、受け入れ体制の強化
- ・不登校特例校の運営状況の評価・検証、及びほっとスクールとの機能や役割の整理

III 保護者・家庭への支援

【主な取り組み成果】

- ・「不登校保護者のつどい」の実施地域、回数拡大による参加機会の拡充
- ・進路説明会の開催回数のほか、個別相談会、個別高校説明会の開催による内容の充実
- ・「保護者向けハンドブック」の作成、配布による不登校に対する理解促進

【さらなる充実に向けて】

- ・「不登校保護者のつどい」の運営方法の見直しによる参加や交流機会の拡充
- ・進路説明会の実施状況を踏まえた検証と内容のさらなる充実
- ・保健福祉領域等における相談支援機関との連携強化

第4章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

1 不登校児童・生徒支援の基本的考え方

登校だけを目標とすることなく、児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばし、自らの進路を考え、決定し、社会的な自立につながる支援を行います。

**不登校児童・生徒の
社会的な自立につながる支援を行う。**

3 教育総合センターにおける不登校支援の推進

教育総合センターでは、「子ども支援・教育相談・個別支援の強化」、「学校支援・教員等支援」等の機能を発揮しながら、総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築など、不登校支援の中核的機能を果たし、本プランの取組みを着実に推進していきます。

また、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じて、学校や教員等に対する支援も進め、総合的な不登校施策の推進に取り組んでいきます。

2 不登校児童・生徒への支援の方向性

方向性1 魅力ある学校づくり

一人一人が活躍でき、帰属感を持ち、自己肯定感を高めることができる「魅力ある学校づくり」を進めます。

方向性2 早期支援

一人一人の状態等の変化を早期に把握し、個性や多様性に応じた支援を組織的・継続的に行っていきます。

方向性3 長期化への対応

多様な学びの場や居場所の充実に図り、一人一人の状況に即し適切な支援を行っていきます。

4 第2次不登校支援アクションプランの目標

目標1 不登校児童・生徒の出現率の改善

「魅力ある学校づくり」「早期支援」の取組みを通じて、新たな不登校児童・生徒の出現率の改善を目指します。

目標2 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合の改善

多様かつ適切な支援につなげ、支援機関等につなげていない不登校児童・生徒の割合の改善を目指します。

第5章 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み

施策の体系(大項目・中項目・小項目)			重点
大項目	中項目	小項目(取組み内容)	取組
I 魅力ある学校づくり 児童・生徒の様子を丁寧に見守り、新たな不登校を生み出さない安心で魅力ある学校づくりや校内体制づくりを進める。	(1)一人一人を大切に教育	①安心して過ごせる学級づくり	
		②自己肯定感を高められる学校活動の充実	
	(2)児童・生徒への理解の深化	③一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の実施	◎
		④進学時における円滑な不登校支援	
II 早期支援 児童・生徒の状態等を十分に理解・把握し、早期の段階から組織的、継続的な支援を行う。学校内外における相談・支援体制の充実と連携強化を図る。	(1)個に応じた組織的・継続的支援	①不登校の現状理解及び校内の情報共有	◎
		②不登校の兆しを把握するチェックリストの作成	
		③校内における相談機能の充実	
		④進学時における円滑な不登校支援	
	(2)学校内外における相談・支援体制の充実	①不登校対応ガイドラインの作成・運用	◎
		②支援シートの作成・運用	
		③区立小・中学校における情報連携の強化	
		④関係機関との連携による支援	
III 長期化への対応 児童・生徒の社会的な自立に向け、一人一人の状態に即した多様な学びの場や居場所の充実に図る。また、保護者の不安や負担の軽減に向けた取り組みの充実に図る。	(1)多様な教育機会と居場所の確保	①スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化	
		②総合的な教育相談の拠点づくり	◎
		③専門チームによる学校支援の強化	◎
		④関係機関との連携による支援	
		⑤ICTを活用した学習支援や居場所の検討	◎
		⑥不登校特例校の運営	◎
	(2)家庭・保護者への支援	⑦フリースクール等民間施設、団体との連携	
		①不登校保護者への相談機能の充実	
		②不登校保護者のつどいの充実	
		③進路説明会・進路相談会の実施、充実	
		④保健福祉等の関係機関との連携強化	◎
		⑤ほっとスクールの充実	◎

主な取組み内容

I 魅力ある学校づくり

I-1 一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の充実

・キャリア教育やSTEAM教育を推進し、一人一人の個性や能力を伸ばし、社会的・職業的な自立に向けた資質や能力を養う魅力ある教育活動に取り組めます。

I-2 不登校の現状理解及び校内の情報共有

・教員研修の内容を充実し、教員の観察力、児童・生徒理解の深化を図ります。また、校内における教員間の情報共有が円滑に図られるよう指導・支援していきます。

II 早期支援

II-1 不登校対応ガイドラインの作成・運用

・各学校が組織的・継続的に支援を行っていくため、不登校の予防から初期対応、事後対応まで統一した対応を行うための「不登校対応ガイドライン」を作成し運用します。

II-2 総合的な教育相談の拠点づくり

・教育総合センター内に、不登校をはじめとする様々な相談に対応し、学校や専門チームと連携して、適切な支援につなげる総合的な相談体制を構築します。

II-3 専門チームによる学校支援の強化

・心理士等の専門職で構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応や不登校の原因分析、対応策の検討を行うとともに、他の専門チームと連携し学校等への支援を強化します。

III 長期化への対応

III-1 ほっとスクールの充実

・運営評価の結果を踏まえ、支援内容の定期的な評価、研修機会の拡充、ほっとスクール間の交流や連携の促進等の取り組みを進め、ほっとスクールにおける支援内容の充実に図ります。また、受け入れ体制の強化に向けた検討を行います。

III-2 ICTを活用した学習支援や居場所の検討

・オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進め、児童・生徒への支援の充実に図ります。また、出席や評価の取り扱いについても整理していきます。

III-3 不登校特例校の運営

・多様で柔軟な世田谷らしい教育活動を実施し、児童・生徒の社会的な自立に向けた支援を行います。また、運営状況を適宜評価し、学校への移行に向けた検討を進めていきます。

III-4 保健福祉等の関係機関との連携強化

・児童・生徒や保護者の状況に応じて、適切な支援につなげられるよう、保健福祉領域をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン
(令和4(2021)年度～令和5(2022)年度)
【素案】

令和3年11月
世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区教育委員会では、不登校児童・生徒への支援を指導上の大きな課題ととらえ、平成20年8月に「世田谷区不登校対策検討委員会」を設置し、区における不登校対策の基本的な方向性の検討を開始しました。その後、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、第2次世田谷区教育ビジョン第1期行動計画に「不登校への取り組みの充実」を掲げ、学校内外において取り組みの充実を目指してきました。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が成立し、不登校児童・生徒を国や自治体が支援することが初めて明記され、平成29年3月には文部科学省により同法に基づく基本指針が示されました。

これにより、不登校を「問題行動」として判断するのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の将来の社会的な自立を目指すことが示され、従来の不登校対策の方向性の転換も図られてきました。

世田谷区教育委員会では、こうした不登校を取り巻く状況の変化等を踏まえ、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、平成30年3月に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

不登校対策の基本的考え方として「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う」を掲げ、「一人ひとりに寄り添い続ける」、「自己肯定感をはぐくむ」、「多様で適切な教育機会を確保する」、「ネットワークによる支援を行う」の4つの方向性を示し、不登校特例校（分教室）の開設準備、ほっとスクール希望丘の開設及び運営の民間活用、スクールソーシャルワーカーの増員、学校包括支援員の全校配置、オンラインを活用した不登校支援の試行、進路説明会・相談会の実施など、環境的・人的支援を進め、一定の成果を上げてきました。

一方で、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、不登校児童・生徒を取り巻く環境の変化により、学校の役割が再認識されるとともに、改めて学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する重要性が認識されました。

世田谷区教育委員会においても、不登校支援の拠点となる「教育総合センター」の開設、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した学びの充実など、区における不登校児童・生徒への支援体制も大きく変化しており、施策のさらなる充実が求められています。

「不登校対策アクションプラン」策定後の4年間で不登校児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、「教育総合センター」が機能を発揮し、社会情勢の変化に対応した新たな行動計画が必要であることから、この第2次不登校支援アクションプランを策定しました。

令和3年11月

目次

はじめに

目次

第1章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について	
1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間	… 2
（1）本プランの位置付け	… 2
（2）計画の期間	… 2
（3）他の計画との関係	… 2
第2章 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析	
1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析	… 6
（1）不登校児童・生徒数の推移等	… 6
（2）不登校になった要因と学校復帰率	… 8
（3）不登校の長期化	…11
（4）相談機関等において、相談や指導を受けていない 不登校児童・生徒	…12
第3章 世田谷区不登校対策アクションプラン （2018年度～2021年度）の取組み成果と課題	
1 不登校対策アクションプラン（2018年度～2021年度） の取組み成果と課題	…16
I 児童・生徒に対する直接的な支援	…16
（1）学校における支援	…16
（2）校外からの支援	…17
（3）切れ目ない支援	…19
II 環境の整備	…20
（1）安心して魅力ある学校づくり	…20
（2）多様な教育機会の確保	…21
III 保護者・家庭への支援における	…23
（1）支援の充実	…23
第4章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの基本的な考え方	
1 不登校児童・生徒への支援の基本的考え方	…26
2 不登校児童・生徒への支援の方向性	…26
3 教育総合センターにおける不登校支援の推進	…27
4 第2次不登校支援アクションプランの目標	…28

(1) 不登校児童・生徒の出現率の改善	…28
(2) 支援機関等の相談・指導を受けていない 不登校児童・生徒の割合の改善	…28
第5章 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み	
1 施策体系図	…30
2 各施策の取組み	…31
I 魅力ある学校づくり	…31
(1) 一人一人を大切にする教育	…31
(2) 児童・生徒への理解の深化	…32
II 早期支援	…35
(1) 個に応じた組織的・継続的な支援	…35
(2) 学校内外における相談・支援体制の充実	…37
III 長期化への対応	…40
(1) 多様な教育機会や居場所の確保	…40
(2) 家庭・保護者への支援	…43

資料編

※国や都の動き、区における不登校施策の全体像等を掲載予定

～第1章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況であるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）

1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

世田谷区教育委員会では、平成21年5月「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、その後、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応するため、平成30年度に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

本計画は、「世田谷区不登校対策アクションプラン」の4年間の取組みを振り返り、現状と課題を的確に把握するとともに、不登校対策の拠点となる「教育総合センター」の機能を発揮し、不登校児童・生徒を取り巻く社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策のさらなる充実に向けた具体的な行動計画を定めたものです。

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)等との整合を図るため、令和4、5年度の2年間を行動計画とします。【図表1】

(3) 他の計画との関係

本調整計画は、以下の諸計画との調和や整合性が保たれた計画とします。

① 世田谷区の計画

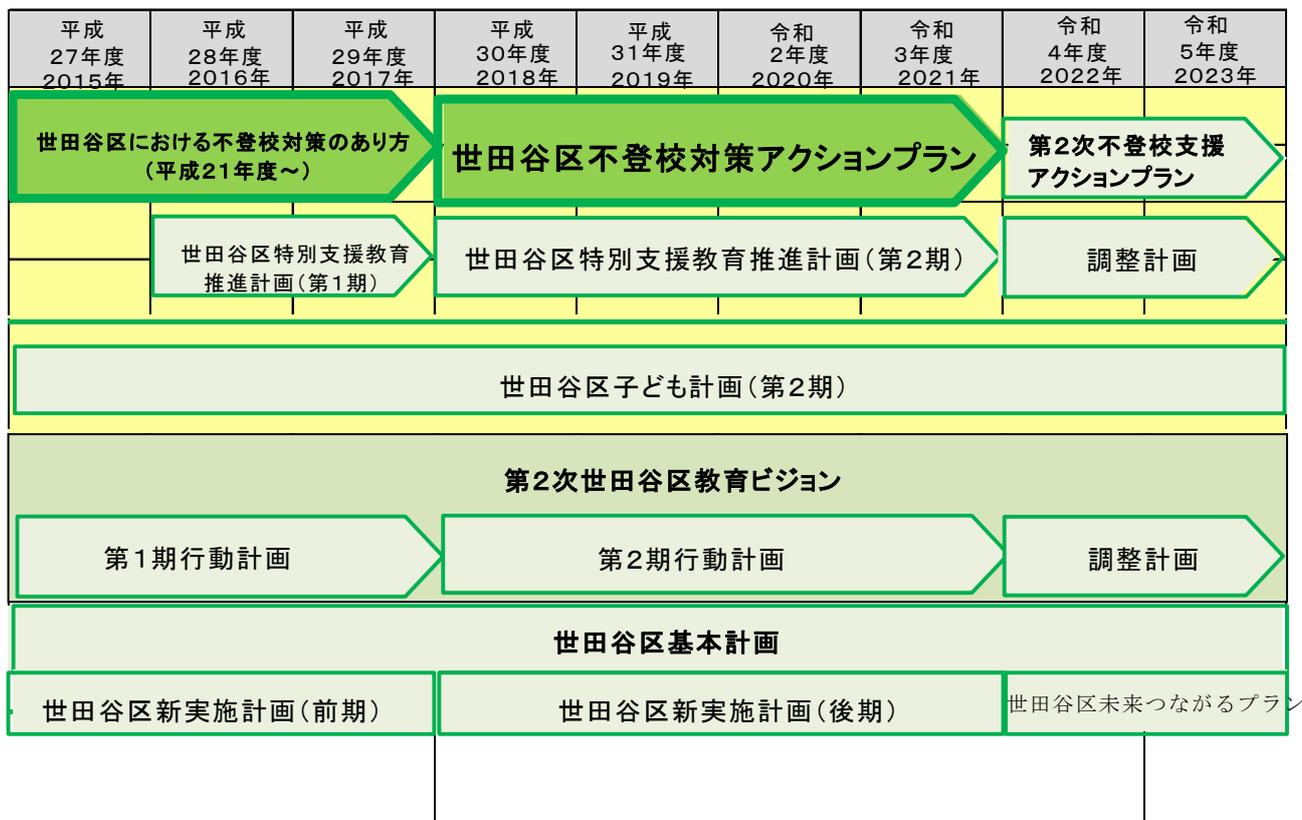
- ・第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画
- ・世田谷区教育総合センター運営計画
- ・世田谷区特別支援教育推進計画調整計画
- ・世田谷区基本計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)

【図表2】

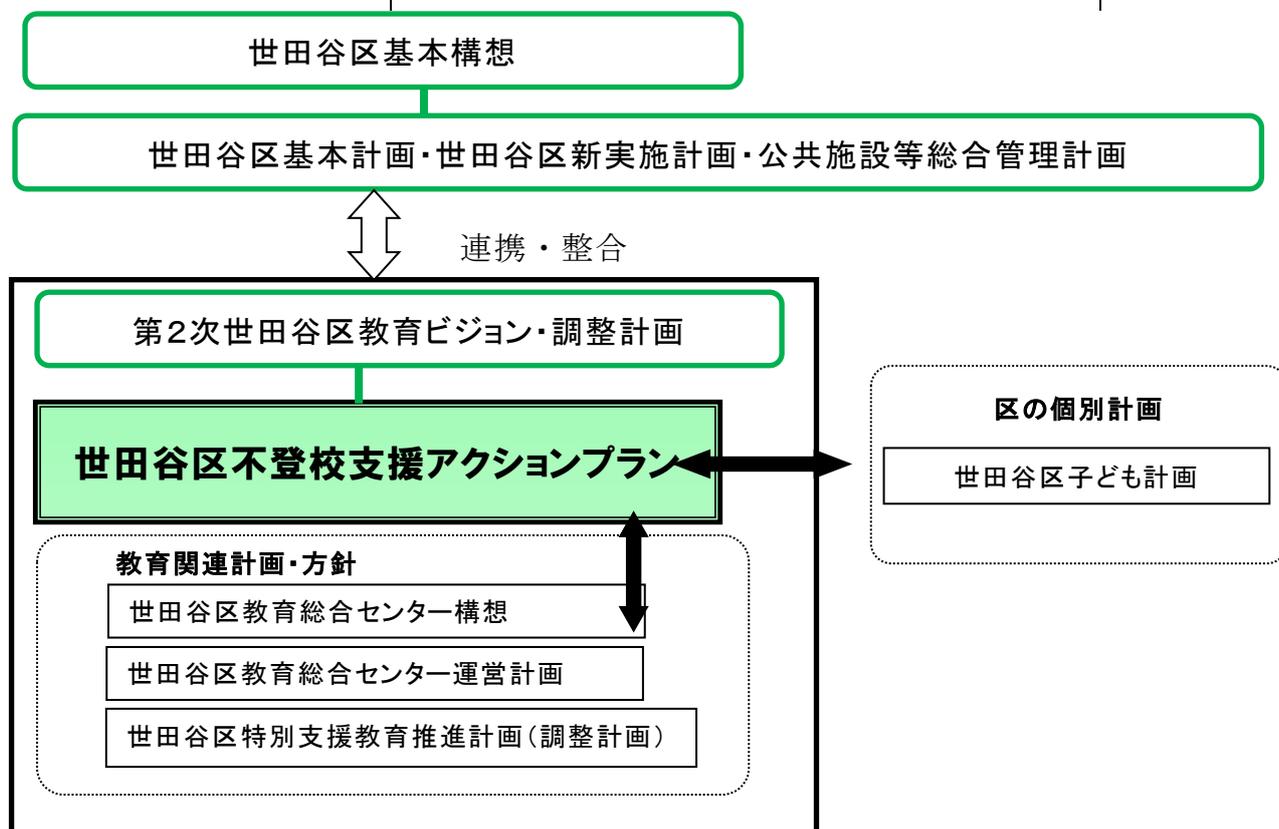
② 関係法令

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律

■ 計画期間【図表 01】



■ 他の計画との関係 (イメージ図)【図表 02】



～第2章～

世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

不登校児童・生徒に対して効果的な支援を行うためには、不登校児童・生徒数の推移、不登校になった要因、継続の理由等、的確な把握が必要です。

区では、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」の中で不登校の現状把握と分析を行っています。

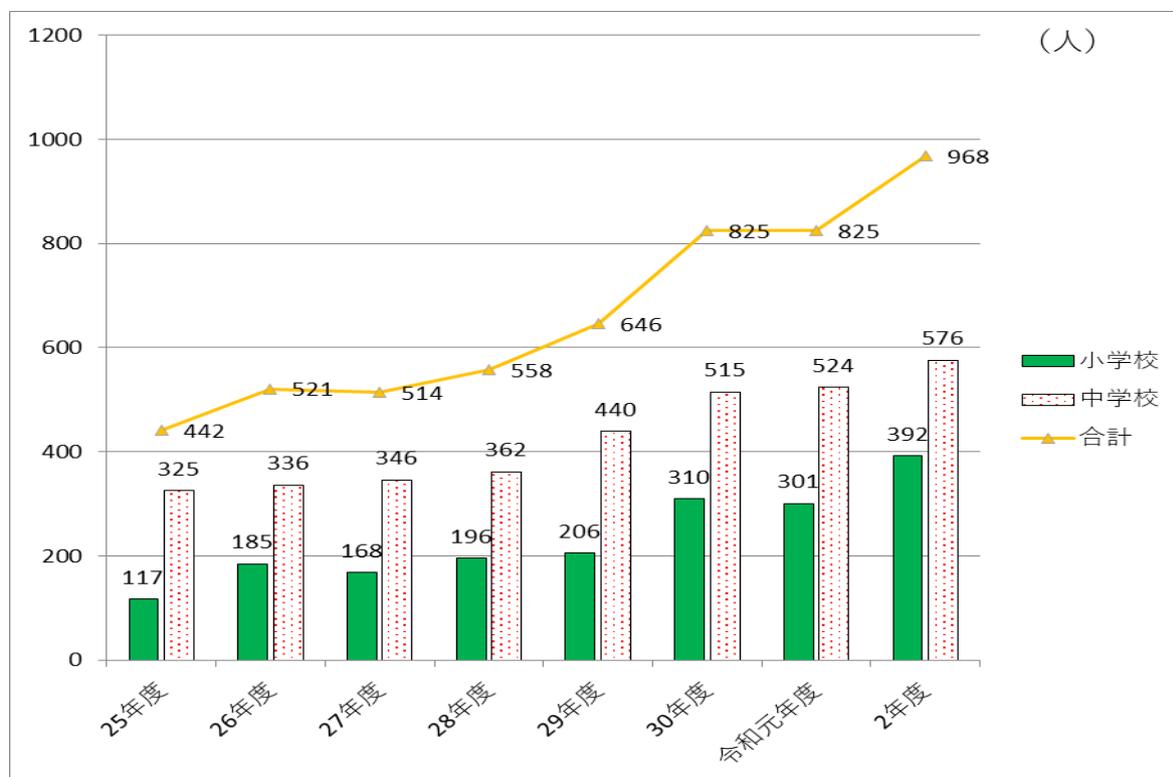
また、区独自の取組みとしては、「不登校傾向等児童・生徒の状況月例調査」を行い、学校からの不登校児童・生徒の個々の理由、対応状況等の報告により、学校と教育委員会が連携し、不登校児童・生徒の把握と対応に努めています。

ここでは、この間における不登校児童・生徒の現状を把握し、分析を行うことで、これまでの区における不登校施策の効果を客観的に評価し、今後、区が取り組むべき課題を明らかにします。

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

世田谷区の小・中学校における不登校児童・生徒数は、令和2年度は小学校392人、中学校576人、合計968人であり、不登校アクションプランの初年度にあたる平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。【図表01】

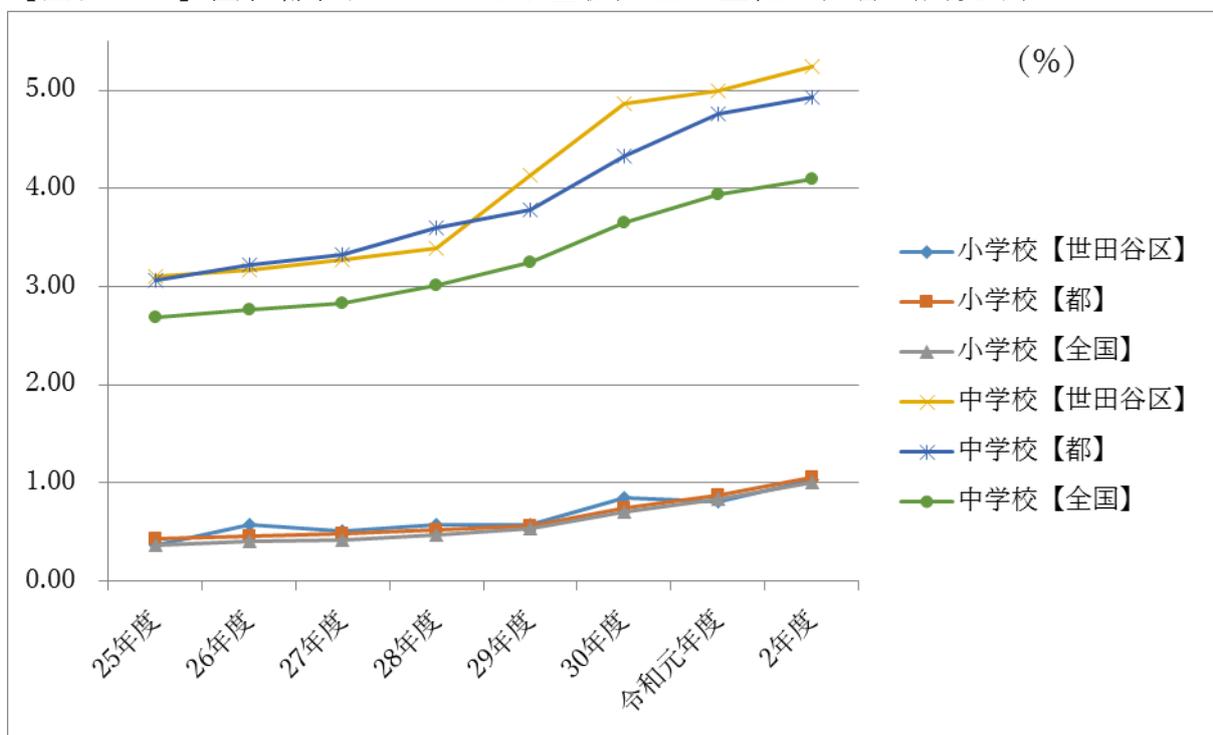
【図表01】 世田谷区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

また、全児童・生徒数に占める割合（出現率）についても、依然として高い水準で推移しており、令和2年度は小学校で1.03%（100人に1人）、中学校で5.24%（19人に1人）となっております。【図表02-1・2】

【図表02-1】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表02-2】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）（%）

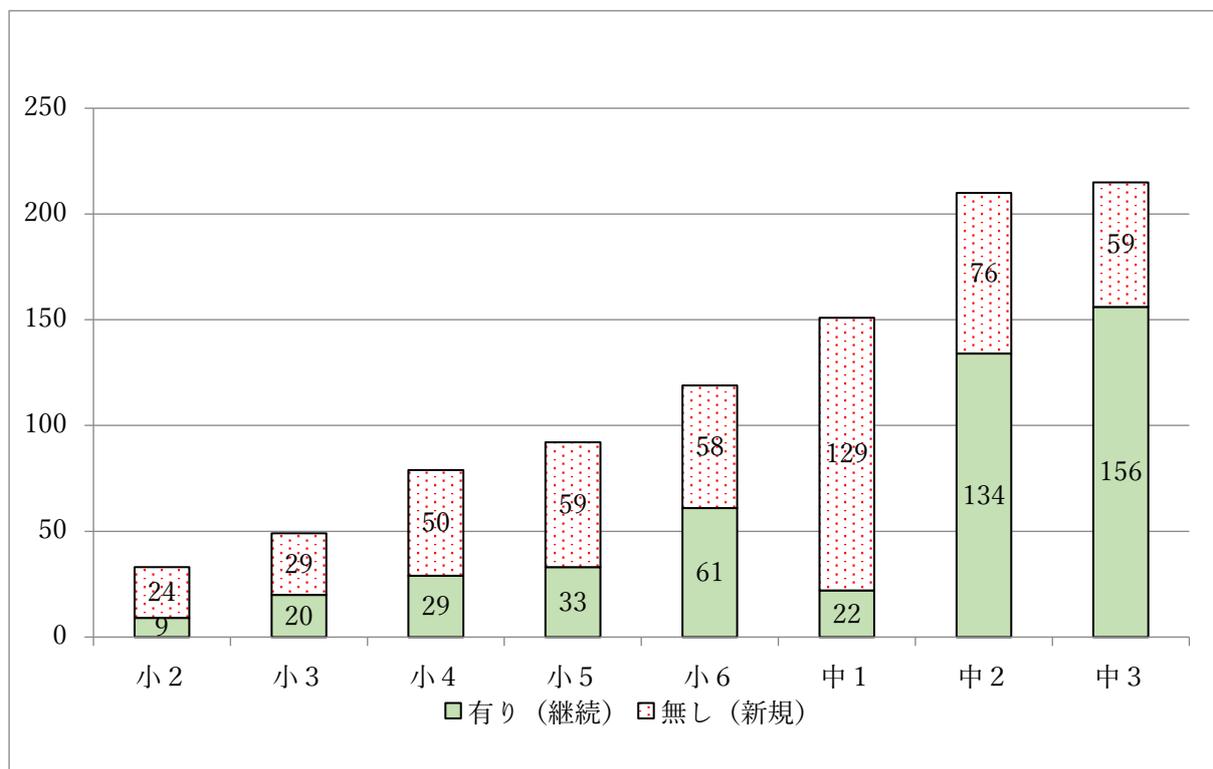
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
小学校	世田谷区	0.37	0.57	0.51	0.57	0.58	0.85	0.81	1.03
	都	0.43	0.46	0.49	0.52	0.56	0.74	0.88	1.06
	全国	0.37	0.40	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00
中学校	世田谷区	3.10	3.17	3.27	3.39	4.14	4.87	5.00	5.24
	都	3.07	3.22	3.33	3.60	3.78	4.33	4.76	4.93
	全国	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

令和2年度の不登校児童・生徒数を学年別にみると、小・中学校ともに学年が上がるにつれて多くなり、小学校では6年生、中学校では3年生が最も多くなっています。また、当該学年で新たに不登校となった児童・生徒数に着目すると、中学校1学年が最も多く129人となっております。

【図表03】

【図表03】 世田谷区立小・中学校における前年度の不登校経験の有無（学年別）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

以上のことから、不登校児童・生徒数、出現率ともに依然として高い水準で推移しており、新たな不登校児童・生徒を生み出さないための取組みが重要となります。また、中学校進学時において新たに不登校となる生徒が多く、小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化等が求められています。

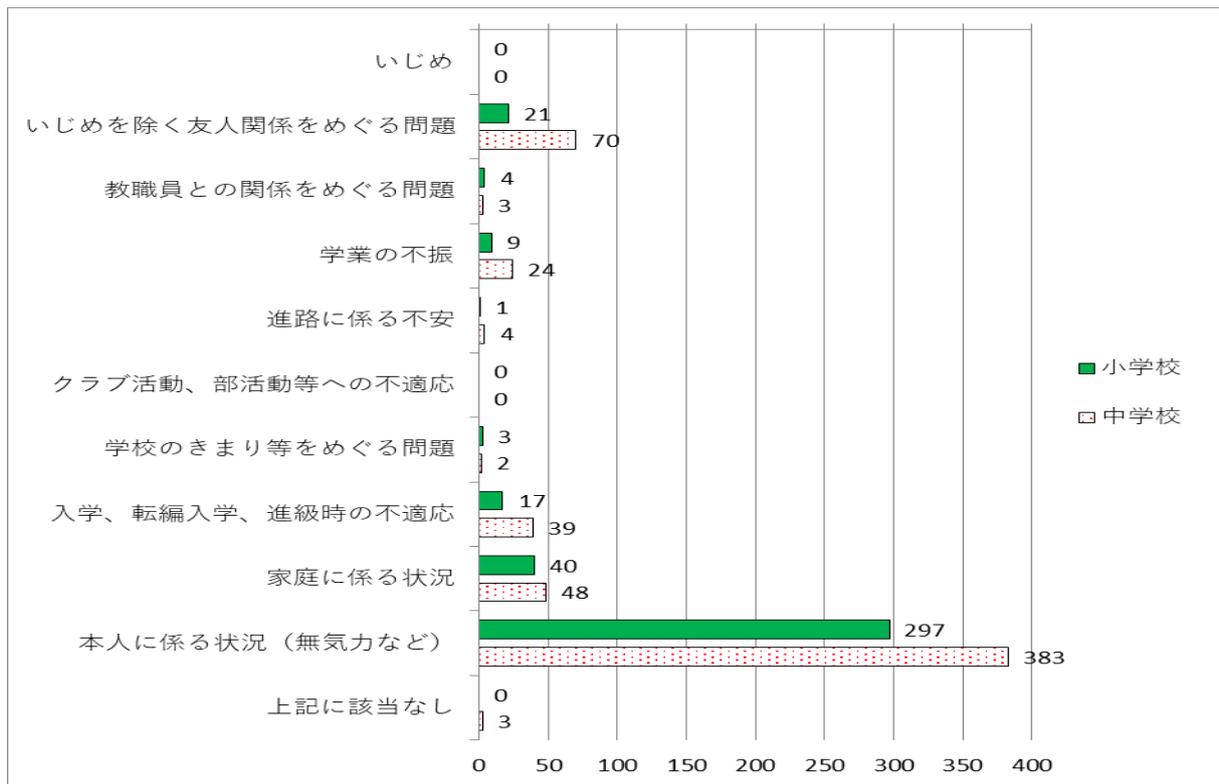
（２）不登校になった要因と学校復帰率

不登校になった要因では、小学校、中学校ともに教員から見た主たる要因は「無気力・不安」が最も多く、全体の6割を占めています。

また、主たる要因以外の状況をみると、小学校では「家庭に係る状況」、「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順で多くなっており、中学校では「学業の不振」、「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっています。【図表04-1・2】

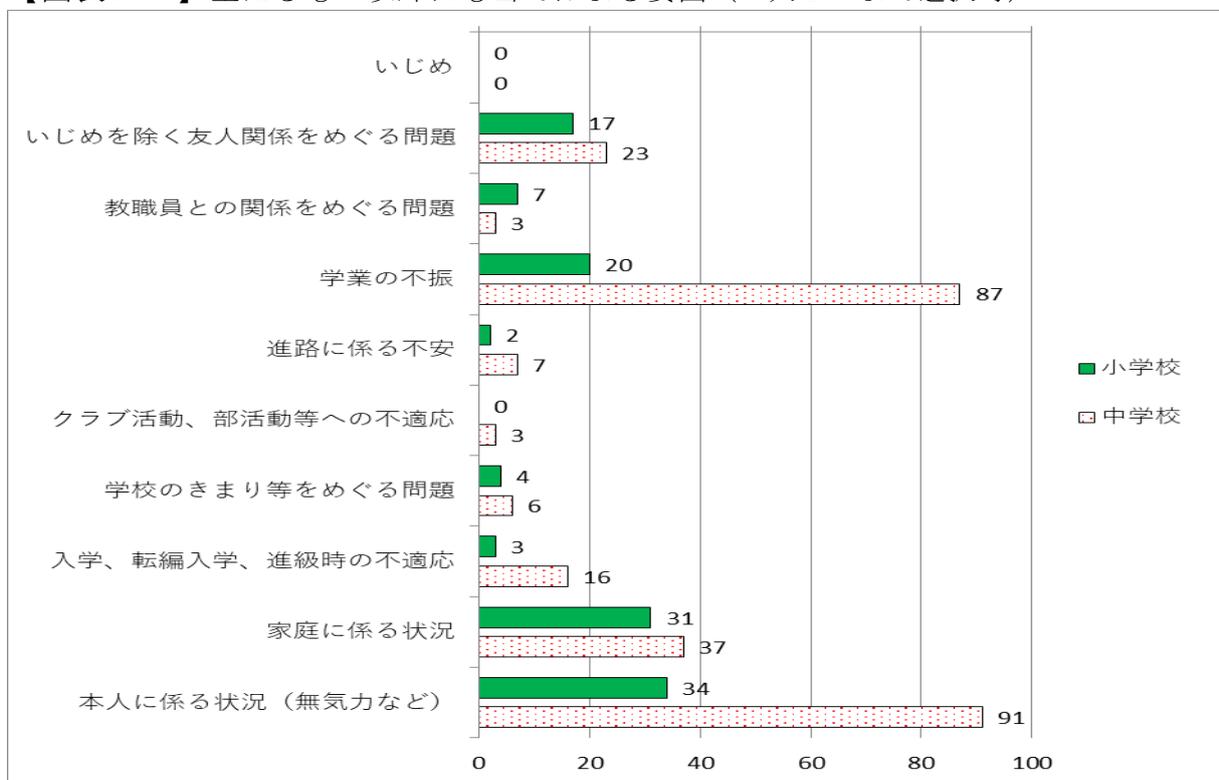
特に、6割を占める要因となっている「無気力・不安」という子どもの状況に早期に気づき、適切なかかわりや支援を検討して実践する必要があります。また同時に、「学業の不振」については学校と家庭で取り組むべき課題であり、保護者との連携により児童・生徒を支える必要があります。

【図表04-1】 教員から見た不登校の主たる要因（一人1つ必ず選択）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表04-2】 主たるもの以外にも当てはまる要因（一人2つまで選択可）



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

これまでも教員への学校教育相談研修を含めて、教育相談室、SC配置事業などを充実させて不登校状況への対応の改善に取り組んできましたが、このように、不登校に至る要因は児童・生徒によって様々で複雑多岐にわたり複合的になっています。そのため、「家庭に係る状況」に対しては児童生徒への支援に加えて保護者や家庭への福祉的支援や適切な福祉機関等との連携、「学業の不振」に対しては児童・生徒一人一人の特性や状況に応じた個別指導計画に基づく学習支援やICT等を活用した多様な学習機会の確保など、要因を的確にとらえた効果的な支援を行っていく必要があります。

一方で、不登校児童・生徒が学校や関係機関の指導・支援により、登校する又はできるようになった割合(学校復帰率)を見ると、小学校で22.2%、中学校で15.3%に留まっています。【図表05】

【図表05】 不登校児童・生徒への指導の結果

区 分		小学校	中学校
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	人 数	87	88
	割 合	22.2%	15.3%
指導中の児童生徒	人 数	305	488
	割 合	77.8%	84.7%
計	人 数	392	576

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

こうした状況は、要因を的確に捉えた適切な指導が行われているかを評価する必要性があることを示唆しています。

児童・生徒への支援にあたっては、的確なアセスメントに基づき、児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人の状態に応じた適切な支援を組織的・継続的に行っていくことともに、定期的に内容を評価・見直しを行う必要があります。

他方で、近年は、不登校児童・生徒の支援に際しては、学校復帰のみを目標とせず、児童・生徒らしさを尊重し個性に応じた学び方や進路を目指す保護者や家庭も増えていることにも留意が必要です。

(3) 不登校の長期化

令和2年度において、不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合は、小学校で50.5%、中学校で73.7%となっており、不登校児童・生徒の半数以上が長期に渡り欠席しており、小・中学校ともに学年が上がるにつれて、その傾向が顕著となっています。【図表06】

【図表06】 不登校児童・生徒のうち90日以上欠席している児童・生徒の割合

		全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校	不登校人数	392	20	33	49	79	92	119
	うち90日以上欠席人数	198	8	11	20	41	50	68
	90日以上欠席割合	50.5%	40.0%	33.3%	40.8%	51.9%	54.3%	57.1%
中学校	不登校人数	576	151	210	215			
	うち90日以上欠席人数	425	102	152	171			
	90日以上欠席割合	73.8%	67.5%	72.4%	79.5%			

令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

学校を欠席する期間が長期化することで、学習の遅れ、生活リズムの乱れ等も生じて、健康的な日常生活への回復が一層難しいものとなることから、不登校の予兆への対応を含め、学校における早期段階からの支援が重要となります。

不登校期間中は、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる可能性が生じるため、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じて、ほっとスクールや不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があります。

また、不登校の期間中においても、社会とのつながりを持てるよう、他者との関わりを持つことができる多様な居場所についても確保していくことが重要となります。

さらに、児童・生徒や保護者の状況に応じては、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口などの福祉領域の関係機関とも連携を図っていく必要があります。

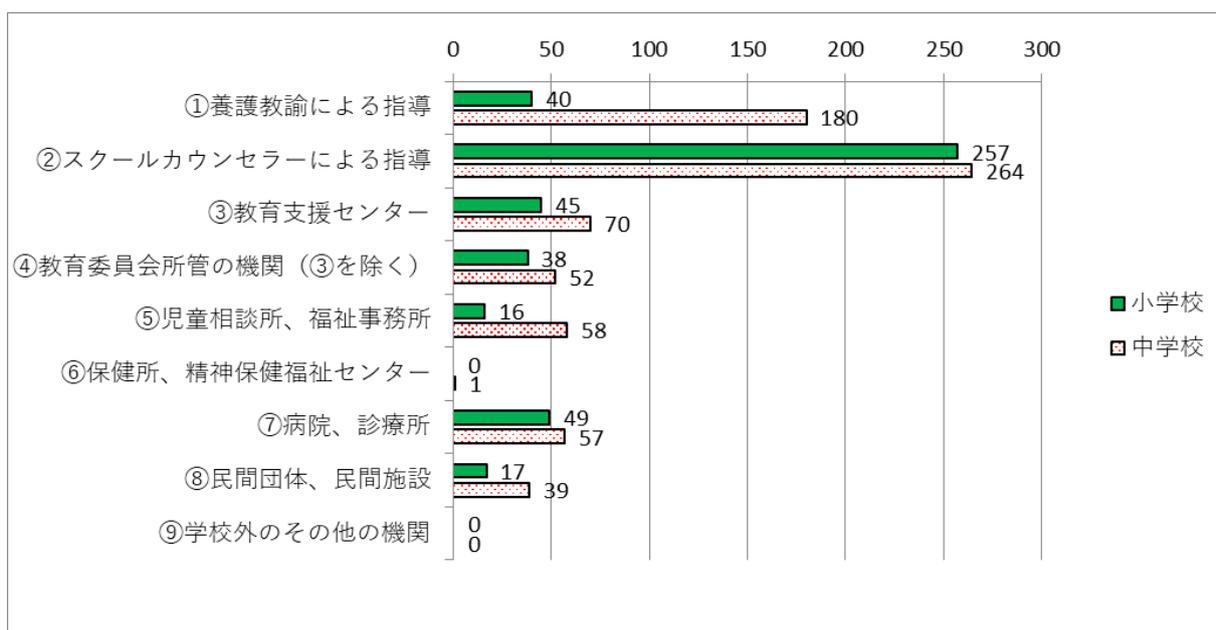
(4) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

学校内で、不登校や登校渋りの児童・生徒が相談や支援、指導等を受けているのは、スクールカウンセラーが最も多く、次いで養護教諭が多くなっています。小・中学校ともに、不登校にかかわる児童・生徒の約7割近くが学校内での相談や助言、指導などの支援を受けています。【図表 07】

一方で、外部の支援機関等の相談・指導も含めて支援を受けていない不登校児童・生徒の割合は小学校で約16%、中学校で約22%となっています。

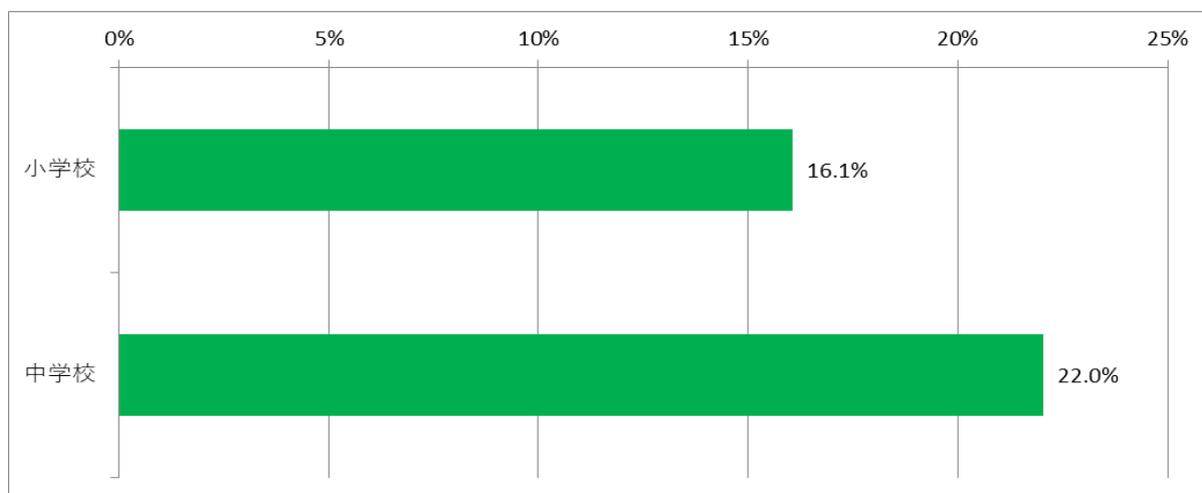
【図表 08】

【図表 07】 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (複数回答可)



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

【図表 08】 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合



令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

以上のことから、不登校児童・生徒の多くが、スクールカウンセラーを活用し相談や指導、助言等を受けていることから、スクールカウンセラーの専門性や資質のさらなる向上が求められます。また、スクールカウンセラーを有効に活用するためには、学校内の教育相談体制を強化し、早期に校内の連携体制を整えて支援につなげていく必要があります。また、学校外にある教育委員会教育相談室における不登校を主訴とする児童・生徒の来室相談件数は300件ほど（令和2年度）であり、不登校相談窓口での電話相談は120件余り（令和2年度）となっていますが、今後も主任教育相談員、心理教育相談員の専門性のより一層の向上を図り、学校や他の支援機関との連携を充実させるための工夫が求められています。

一方で、どこにも相談や指導を受けていない児童・生徒は、必要な支援が受けられないまま自宅で過ごしている可能性もあり、早急に適切な支援につなげていく必要があります。

そのため、教育相談室やほっとスクール等の支援内容を充実させていくとともに、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制やオンラインを活用も視野に入れた相談支援を構築していく必要があります。

また、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるよう、それぞれの状況に即した多様な学びの場や居場所の充実を図る必要があります。

不登校児童・生徒のみならず、保護者への支援も重要になることから、気軽に参加できる相談支援の場としての「不登校保護者のつどい」や「進路説明会」も、その内容のさらなる充実が求められます。

なお、一方では児童・生徒にとっては、不登校の時期が心身の休養や自分らしさの発見や自分の特性を見つめ直す等の心の成長のために積極的な意味を持つことがあることにも留意する必要があります。学校外にある教育相談室におけるような、保護者と児童・生徒を焦らせずにじっくりと向き合い時間の熟成を伴うゆとりのある支援は今後も重要になります。

～第3章～

世田谷区不登校対策アクションプラン

(2018年度～2021年度)の取組み成果と課題

1 不登校対策アクションプラン（2018年度～2021年度） の取組み成果と課題

世田谷区教育委員会では、平成30年3月に策定した「世田谷区不登校アクションプラン」に基づき、「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う」ことを基本的な考えに据え、「一人ひとりに寄り添い続ける」、「自己肯定感をはぐくむ」、「多様で適切な教育機会を確保する」、「ネットワークによる支援を行う」の4点を取組みの方向性に掲げ、「児童・生徒に対する直接的な支援」、「環境の整備」、「保護者・家庭への支援」の大項目に基づき、様々な施策を展開してきました。以下に、これまでの取組みの成果を整理しました。

I 児童・生徒に対する直接的な支援

(1) 学校における支援

○取組み成果

学校における支援では、不登校児童・生徒に対する初期段階からの速やかな支援を行うため、既存の校内委員会を活用し、担任教諭や専門スタッフ等が連携した支援体制の充実などに取り組んできました。

また、不登校予防の観点から、学習意欲の向上を図るとともに、それぞれの習熟度に応じたきめ細やかな指導と学力の定着に向けて、放課後・土曜日の補習教室の実施のほか、令和3年度から区立小・中学校の児童・生徒に一人一台タブレットを配付し、キュービナやロイロノート等の学習ソフトウェアによる学習支援等を実施しました。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
1 学校における支援	
(1) 校内の組織体制の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 既存の会議体の活用による、校内における情報共有や支援方針の検討の場の指定 教育相談主任を中心とした支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 担任や専門スタッフ等が連携した支援体制の充実 教育相談主任を中心とした支援体制の充実
(2) 個に応じた継続的な支援	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階における統一的な対応を行うための指針（ガイドライン）の作成・運用 支援シートの作成、運用による組織的かつ継続的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 都作成「児童・生徒を支援するためのガイドブック」配布、活用 各校で支援シートを活用 S Cが担任の協力を得てアセスメントシートを試行的に活用
(3) 学習支援の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 放課後教室等の拡充による児童・生徒の状況に応じた学習支援の充実 I C Tを活用した学習支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後・土曜日の補習教室の実施 中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習（e-ラーニング）支援等の試行・実施 タブレット型情報端末の配布 タブレット型情報端末を活用した学習支援

○さらなる充実に向けて

- ・不登校への対応、支援にあたっては、適切なアセスメントのもと、一人一人の状況に即した支援計画を定め、組織的、計画的な支援を行っていく必要があることから、不登校の予防から初期対応、継続支援の各段階において、統一的な対応を行うための指針となる区の実情を反映した「不登校対応ガイドライン」を作成し、活用に向けた周知を図る必要があります。
- ・個々の学習進度や特性に応じたICTによる学習支援や児童・生徒の個性や能力を伸長するキャリア教育を推進するなど、魅力ある授業づくりをさらに進めていく必要があります。

(2) 校外からの支援

○取り組み成果

校外からの支援では、平成30年度より総合教育相談室にスクールソーシャルワーカーを1名増員、平成31年2月にはほっとスクール希望丘を開設し、不登校児童・生徒に対する相談・支援体制の強化を図りました。

子ども一人一人の課題に応じた専門的対応を強化するため、令和2年度には教育相談・支援課に特別支援教育巡回グループを設置して、各学校を巡回し配慮を要する子どもたち一人一人のニーズに合わせた学びや支援への助言などを行っています。また、不登校に関する困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行う不登校支援チームの令和4年4月設置に向けた検討を行いました。

区立小・中学校やほっとスクールにおいて、学びや社会とのつながりが定着しない不登校児童・生徒に対し、NPO法人との協働によりオンラインを活用した居場所の提供や学習支援を試行的に実施しています。

教室に入れず、保健室等の別室で登校する児童・生徒への人的支援として学校生活サポーターを区立小・中学校5校で試行的に配置しました。

令和3年12月に開設した「世田谷区教育総合センター」では、不登校等にかかわる総合的な教育相談・支援体制の構築、ほっとスクール「城山」の移転、家庭とほっとスクールをつなぐために心理的支援を中心とした中間的な居場所としての小集団の設置に向けた検討など、不登校支援の拠点として不登校対策の一層の充実に取り組んでいます。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
2 校外からの支援	
(1) 教育相談環境の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質の向上、配置の充実 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー1名増員 心理教育相談員（職）1名増員
(2) チームによる支援体制の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 「教育支援チーム」の拡充 学校を巡回し、不登校の状況の確認や助言を行う仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育巡回チームの設置 不登校支援チームの設置に向けた検討
(3) 居場所の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭とほっとスクール等の中間的居場所の調査検討 友人づくり、学習の補填、心理的な支援のある居場所など、様々なニーズに応じた居場所の確保の検討 不登校予防の観点からの居場所の確保に向けた保健福祉領域との検討 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人と協働でオンラインでの不登校児童・生徒支援事業のモデル実施 別室登校の支援を目的とした学校生活サポーターのモデル的配置（5校） 教育総合センター内に心理的支援を中心とした家庭とほっとスクールなどの中間的な居場所の設置に向けた検討
(4) 不登校対策機能の構築	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校対策の中核的機能・研究機能の教育総合センターへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> 教育総合センターの開設に伴う不登校支援機能の構築

○さらなる充実に向けて

- ・児童・生徒や保護者から寄せられる相談内容が多様化・複雑化している状況を踏まえ、引き続き教育相談室主任教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ほっとスクール指導員の資質や専門性の向上を図る必要があります。
- ・不登校支援チーム、教育支援チーム、特別支援教育巡回チームの各チーム間における連携のあり方について、既存の校外アドバイザーとの役割分担を整理しながら検討を進める必要があります。
- ・オンラインを活用した学習支援や居場所の提供について、試行的な取組みの結果を検証し、本格的な運用に向けた検討を進める必要があります。
- ・家庭とほっとスクールをつなぐ中間的居場所の運用についても検証し、多様な心理的教育的支援を目指す居場所の開設を図る必要があります。
- ・長期化している相談事例を把握して、支援の大切さを共有し強化を図るなど、支援者を孤立させない取組みを行う必要があります。

(3) 切れ目ない支援

○取組み成果

特別な配慮や支援が必要な児童・生徒について、学び舎内の学校間などで児童・生徒指導要録等に基づき、「個別指導計画」、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用し、情報共有を行っています。また、幼稚園・保育所等から小学校への引継ぎについては、「就学支援シート」や「就学支援ファイル」を活用し、個人情報に留意しながら切れ目ない支援を行っています。

また、中学校卒業後においても、引き続き支援が必要な場合には、メルクマールせたがやをはじめとした若者支援ネットワーク等の保健福祉領域の関係機関、都立高校などとの連携・引継ぎを行うほか、ほっとスクールにおいても、卒業後の相談に対して継続的な対応を実施しています。

◆児童・生徒に対する直接的な支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
3 切れ目ない支援	
(1) 支援情報の引継ぎ	
・区立小中学校における情報連携について、共通のルールの検討、運用 ・学び舎単位でのモデル実施、検証	・学び舎単位での引継ぎを実施 ・共通ルールの検討・運用、及び学び舎単位のモデル実施については未実施
(2) 関係機関・地域との連携	
・ほっとスクールにおける中学校卒業後の支援の実施 ・都立高校（チャレンジ校など）との連携 ・保健福祉領域との連携による就労・就学やひきこもりへの支援の実施	・ほっとスクールにおける卒業後の相談への継続的な対応の実施 ・スクールカウンセラーを対象としたヤングケアラー講演会の実施 ・「不登校・ひきこもり支援部会」での情報共有（都立高校ユースワーカーなど）

○さらなる充実に向けて

- ・中学校進学時において不登校の生徒が倍増する状況を踏まえ、小・中学校における情報の引継ぎや連携において「支援シート」のさらなる活用を図るとともに、各学校間で「支援シート」に基づく情報連携を目指した統一的なルールを作成するなど、連携の強化に取り組む必要があります。
- ・児童・生徒、保護者の状況に応じて児童相談所や子ども家庭支援課などの福祉部門との連携を強化するとともに、不登校生徒の「ひきこもり」の予防に向け、「メルクマールせたがや」や「ひきこもり相談窓口」とも連携を図り、中学校卒業後の継続的な支援につなげる必要があります。

II 環境の整備

(1) 安心で魅力ある学校づくり

○取組み成果

不登校の早期発見・早期対応のため、ライフステージに応じた研修（初任者等研修等）や教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修を通じて、教員が児童・生徒の不登校の兆しに気づき適切な働きかけができるよう、教員の対応力の向上を図りました。

また、各学校では教育相談主任を中心に、児童・生徒理解を深め、一人一人に応じた支援体制の充実を図りました。

児童・生徒が自分の特性や得意分野に気づき、自己肯定感を高めることができるよう、各学校において、多様な体験活動の実施やキャリア教育の充実など、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

◆環境の整備

アクションプランで示した取組み	取組みの状況
1 安心で魅力ある学校づくり	
(1) 教員研修の体系化と一層の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修の全体像を見直し、教員の職層や役割に応じた研修の体系化に取り組む ・カウンセリング研修の悉皆での実施を検討 ・教育相談主任について研修内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修の実施 ・ライフステージに応じた研修にてカウンセリング研修の実施 ・教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修の実施
(2) 特色ある教育活動の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の特性や得意分野に気づき、自己肯定感を高められるような体験活動の拡充 ・効果的な事例を収集・整理し、各学校へ情報提供するなど、体験活動の計画・実践を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーによる授業 ・キャリア教育の充実 ・創意工夫された体験活動等の実施 ・各学校へ効果的な教育活動の紹介、実施への支援

○さらなる充実に向けて

- ・児童・生徒の状態等の変化に早期に発見し対応につなげるため、教員が児童・生徒理解の深化を図り、適切なアセスメントを行うとともに、研修等により教員の対応力の向上を図る必要があります。
- ・学校や学級が、児童・生徒にとって楽しく学ぶことができる場、自分の個性や能力に気づき、自己肯定感を高めることができる場となるよう、学習支援や体験活動のさらなる充実を図り、安心で魅力ある学校づくりを推進する必要があります。
- ・タブレット型情報端末の活用やキャリア教育、STEAM教育の推進により、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸長する、個に応じたきめ細やかな学習支援が求められています。

(2) 多様な教育機会の確保

○取組み成果

ほっとスクールの定員超過、遠距離通室の解消を図るため、平成31年2月に希望丘複合施設内にほっとスクール「希望丘」を開設し、運営を民間事業者に委託したことで、民間のノウハウや人的ネットワークを活かした多様な活動が行われています。

また、合同行事や合同会議を通じて、ほっとスクール間の児童・生徒および職員の交流を図ってきました。

民間事業者への委託制度の導入効果等の分析、各ほっとスクールにおける運営評価を実施し、ほっとスクールにおける支援の一層の充実に向けた検討も行いました。

また、社会的に自立することを目指して、本格的な学習支援を必要としている不登校児童・生徒に対する新たな支援の場として、「不登校特例校（分教室型）」の令和4年4月の開設に向けた準備を進めました。

令和3年度に、区立小・中学校の児童・生徒に一人一台タブレットを配付し、学習ソフトウェアによる自宅等学校外における学習支援を行いました。加えて、NPO法人との協働によるオンラインを活用した学習支援等を試行的に実施しました。

「不登校保護者のつどい」において、民間フリースクール等の関係者を招き、団体の活動を紹介しました。また、不登校施策をまとめたリーフレットを作成し、学校等の関係機関及び保護者に配付し、不登校支援施策に関する理解促進を図りました。

◆環境の整備

アクションプランで示した取組み	取組み状況
2 多様な学習機会の確保	
(1) ほっとスクールの充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・定員の超過、遠距離通室の解消を図るため、新たなほっとスクールの開設 ・ほっとスクール城山の老朽化に伴う、教育総合センターへの移転 ・民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実 ・ICTを活用した学習支援の実施 ・ほっとスクールスタッフを対象とした研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクール希望丘を民間委託により開設、運営 ・ほっとスクール城山を令和3年12月に教育総合センターに移転 ・民間ノウハウの活用に向けた、ほっとスクール合同連絡会、合同行事の開催 ・ほっとスクールにおけるWi-Fi環境整備実施 ・ほっとスクールを利用する児童・生徒へのICTを活用した学習支援の試行的実施 ・各ほっとスクールでの研修、課主催の合同研修を実施 ・ほっとスクールの評価結果を踏まえた、ほっとスクール事業の充実に向けた検討

(2) 特別支援学級等における指導	
・「ひなぎく学級」の位置づけや指導・支援のあり方の検討、充実	・「自閉症・情緒障害学級」の開設（小学校2校、中学校1校） ・世田谷中学校での「特別支援教室」の開設 ・不登校特例校の令和4年4月開設に向けた準備
(3) 夜間中学校における受入れ	
・不登校生徒の受け入れに向けた教育内容の検討と体制の整備	・施策について再検討
(4) ICTを活用した学習支援	
・ICTを活用した自宅等学校外における学習機会の拡充	・児童・生徒に一人一台タブレットを配付 ・学習ソフトウェアによる自宅学習支援の試行・実施
(5) フリースクール等民間施設、団体等の関係の構築	
・情報共有や意見交換を行う場として「(仮称)連絡協議会」の設置	・「不登校保護者のつどい」における民間フリースクールとの連携 ・「(仮称)連絡協議会」については未設置
(6) 関係機関・地域との学習支援における連携	
・学習支援や自己有用感を高める体験活動に関する情報を一覧化し、児童・生徒、保護者へ情報提供	・「不登校支援施策リーフレット」の学校等関係機関、全保護者配布による理解促進

○さらなる充実に向けて

- ・ほっとスクールの体験通室を含めた申込者数は年々増加していることから、令和4年4月のほっとスクール「城山」の移転にあわせ、定員の拡充（25名→35名）を図るとともに、新たなほっとスクールの整備の可能性についても検討を進めていく必要があります。
- ・ほっとスクールにおける、より魅力的な体験プログラムの実施や教材の整備、オンライン等を活用した学習支援等、さらなる充実に向け、運営体制を強化していくとともに、直営施設と民間委託施設の交流・連携の強化を図っていく必要があります。
- ・ほっとスクールと新たに開設する「不登校特例校（分教室）」との機能や役割の違いについても整理し、不登校児童・生徒の状態に応じた多様な支援策を展開していきます。また、学校型への移行に向けた検討を進めていく必要があります。
- ・個々の学習進度や特性に応じた個別指導計画の作成、教材の選択と適切な専門的指導、ICTによる学習支援等の一層の充実、個別の学習支援に必要な人的支援の確保について検討していく必要があります。
- ・フリースクール等の民間施設が不登校児童・生徒の居場所として一つの役割を担っていることから、保護者にさらなる情報提供を実施するとともに、児童・生徒が民間施設において指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについても整理する必要があります。

Ⅲ 保護者・家庭への支援

(1) 支援の充実

○取組み成果

教育相談室においては、個別の児童・生徒および保護者からの面接相談を充実させるために外部講師による職員研修会を定期的に行い、不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える悩みへの対応を行っています。

さらに、不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える不安や悩みなどの負担の軽減を目的とした「不登校保護者のつどい」は、実施地域を5地域に拡大したほか、夜間開催の回数の増加や土曜日開催など、より多くの保護者に参加してもらうための取組みを行いました。また、進路説明会の開催回数を増やしたほか、個別進路相談会や個別高校説明会を新たに開催し、進路に関する情報を得られる機会を拡充し、保護者が抱える進路に関する不安の軽減を図りました。

また、不登校状態になった際の子どもの接し方や学校とのかかわり方、不登校支援機関など、保護者が必要とする情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成、配布し、保護者への不登校に対する理解促進を図りました。

◆保護者・家庭への支援

アクションプランで示した取組み	取組み状況
1 支援の充実	
(1) 心理的負担の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校保護者のつどいについて、具体的な情報提供の更なる充実を図るとともに、夜間開催の回数を増やす。 ほっとスクールに通室する児童・生徒の保護者に対し、不登校保護者のつどいへの参加を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施地域を5地域に拡大 夜間開催の回数の増加、土曜日開催の実施 進路説明会（個別・合同進路相談、個別・合同高校説明等）の開催
(2) 不登校理解の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 不登校に関する様々な情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成し、不登校に対する理解促進を図る。 地域や家庭における不登校理解促進に向け、PTAや家庭教育学級等と連携した取組みの検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が必要とする不登校に関する情報を掲載した「保護者向けハンドブック」を作成、配布 「不登校支援施策リーフレット」の学校等関係機関、全保護者配布による理解促進

○さらなる充実に向け

- 「不登校保護者のつどい」について、参加機会の更なる拡充を図るとともに、進路に関する不安や悩みを抱えている保護者が多いことから、進路に関する情報提供や相談の機会の拡充も含め、より効果的な運営方法の検討を行っていく必要があります。

～第4章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの基本的な考え方

1 不登校児童・生徒への支援の基本的考え方

不登校は、登校できない状況だけを捉えて問題行動として対応するのではなく、その要因や背景に目を向けることが重要です。不登校は、取り巻く環境によっては、どこの学校・学級、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えることが、不登校児童・生徒への支援の基本的考え方であることを、家庭、学校、地域で共通理解することが必要です。そして、支援の方向性として、不登校にある児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行うことが重要となります。

この考え方に基づき、不登校児童・生徒の支援の際には、登校だけを目指し、児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばすことを目指します。それらのかかわりを通して児童・生徒が自らの進路を考え、決定し、社会的自立を目指すことへ展開していくことが重要です。

このことを踏まえ本計画では、不登校児童・生徒への支援全体を通しての考え方として、「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行うこと」とし、様々な取組みを進めていきます。

不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う

2 不登校児童・生徒への支援の方向性

この間、区では様々な施策を展開し、不登校児童・生徒への支援を行ってきました。しかしながら、不登校児童・生徒の数は依然として高い水準で推移しており、今後の区における不登校支援については、第2章で述べてきたように、児童・生徒の置かれた環境や実態に即した支援の展開が求められています。

そのためには、不登校への支援を「魅力ある学校づくり」、「早期支援」、「長期化への対応」の3段階に分け、上記で掲げた「不登校児童・生徒の社会的自立につながる支援」を念頭に、それぞれの段階に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

①魅力ある学校づくり

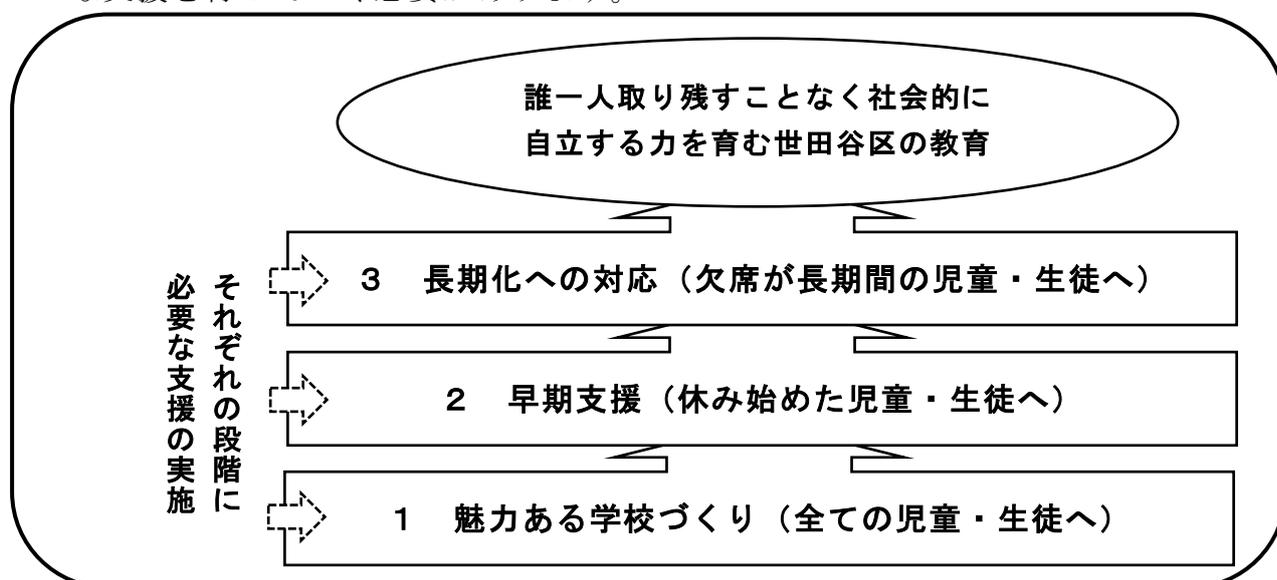
不登校児童・生徒は、その数及び出現率ともに、依然として増加傾向にあり、新たな不登校児童・生徒を出さないため、児童・生徒一人一人が活躍でき、帰属感を持ち、自己肯定感を高めることができる「魅力ある学校づくり」が求められています。

②早期支援

不登校については、その要因や背景が多様かつ複雑多岐にわたり複合的であるために、児童・生徒一人一人の心の状態や環境等の変化を早期に把握し、一人一人の個性や多様性に応じた支援を、学校内の支援体制はもとより、学校間を超えた連携や関係機関との連携も含め、組織的・継続的に行っていく必要があります。

③長期化への対応

不登校が、長期化すると、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながると予測されます。学校内外の教育相談体制を強化し、早期に支援につなげていくとともに、タブレット情報型端末を活用した多彩な学習支援や、ほっとスクール、不登校特例校における支援など、多様な学びの場や居場所の充実を図り、不登校児童・生徒一人一人の状況に即し適切な支援を行っていく必要があります。



3 教育総合センターにおける不登校支援の推進

教育総合センターでは、「子ども支援・教育相談・個別支援の強化」、「学校支援・教員等支援」等の機能を発揮しながら、総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築など、不登校支援の中核的機能を果たし、本プランの取組みを着実に推進していきます。

また、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じて、学校や教員等に対する支援も進め、総合的な不登校施策の推進に取り組んでいきます。

今後、教育総合センターにおける、「子ども・保護者支援を行う部門」と「研究・研修部門」が相互に連携しながら、不登校児童・生徒及び保護者への支援の一層の充実を図っていきます。

教育総合センターにおける不登校対策機能の

イメージ図

4 第2次不登校支援アクションプランの目標

本プランでは、不登校児童・生徒への「魅力ある学校づくり」、「早期支援」、「長期化への対応」の取組みを通じて、以下の目標を掲げていきます。

(1) 不登校児童・生徒の出現率の改善

「魅力ある学校づくり」や「早期支援」の取組みを通じて、不登校児童・生徒の出現率が前年度より改善することを目標とします。

(2) 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合の改善

タブレット情報型端末の活用も含めた、多様な学習支援や相談支援、居場所等の確保を図り、多くの不登校児童・生徒を支援につなげることで、支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合が前年度より改善することを目標とします。

～第5章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み

1 施策体系図

大項目	中項目	小項目	重点
Ⅰ 魅力ある学校づくり	(1) 一人一人を大切に する教育	①安心して過ごせる学級づくり	
		②自己肯定感を高められる学校活動の充実	
		③一人一人の個性や能力を伸ばす魅力ある教育活動	◎
	(2) 児童・生徒への 理解の深化	①不登校の現状理解及び校内の情報共有	◎
		②不登校の兆しを把握するチェックリストの作成	
		③校内における相談機能の充実	
		④進学時における円滑な不登校支援	
Ⅱ 早期支援	(1) 個に応じた 組織的・継続的 支援	①不登校対応ガイドラインの作成・運用	◎
		②支援シートの作成・運用	
		③区立小・中学校等における情報連携の強化	
	(2) 学校内外における 相談・支援体制 の充実	①スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化	
		②総合的な教育相談の拠点づくり	◎
		③専門チームによる学校支援の強化	◎
		④関係機関との連携による支援	
Ⅲ 長期化への 対応	(1) 多様な教育機会と 居場所の確保	①ほっとスクールの充実	◎
		②中間的居場所の確保	
		③ICTを活用した学習支援や居場所の検討	◎
		④不登校特例校の運営	◎
		⑤フリースクール等民間施設、団体と連携	
	(2) 家庭・保護者への 支援	①不登校保護者への相談機能の充実	
		②不登校保護者のつどいの充実	
		③進路説明会・進路相談会の実施、充実	
		④保健福祉等の関係機関との連携強化	◎

2 各施策の取り組み

I 魅力ある学校づくり

不登校への対応としては、まず、未然に防ぐための取り組みが重要となります。そのためには、不登校はどの児童・生徒にも起こり得ることであるとの認識のもと、日ごろから児童・生徒の様子を丁寧に見守り、新たな不登校を生まないための安心で魅力のある学校づくりや校内体制づくりに努める必要があります。

(1) 一人一人を大切にす教育

- ・すべての児童・生徒が意欲的に学習し、楽しい学校生活を送るためには、安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じることが出来る学級づくりが重要です。児童・生徒への深い理解のもと、学級運営の充実を図っていきます。
- ・様々な学校活動の場面を通じて、児童・生徒が互いの良さや違いを認め、尊重し合いながら課題に取り組み、集団としての達成感や充実感が得られる体験を積み重ねていきます。この体験により、思いやりのある心を育て一人一人の自己肯定感を高めるために役立てていきます。
- ・教育活動を通して、児童・生徒自らが学ぶ楽しさや意義を実感できることが重要となります。「キャリア教育」や「STEAM教育」の推進し、その内容の充実を図り、児童・生徒が学校で学ぶことと自らの将来とのつながりを見出し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を養うことのできる魅力ある授業づくりを行います。また、タブレット型情報端末を活用し、個に応じた学習支援を推進していきます。

安心して過ごせる学級づくり	
取組内容	児童・生徒への深い理解に基づき、教員との信頼関係や児童・生徒相互の良好な人間関係を育み、安心して過ごせる学級づくりに取り組んでいきます。また、すべての児童・生徒が活躍できる活動を実施し、自己有用感を高めていきます。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
教員による学級運営力の向上	・教員の学級運営力の向上に向けた研修の実施
自己有用感を高められる学級活動の実施	・自己有用感を高められる多様な活動の実施 ・各校の事例のデータベースの構築、共有

自己肯定感を高められる体験活動の充実	
取組内容	児童・生徒が互いを認め合い、尊重しながら、協働的な活動に取り組むことで、達成感や充実感を得、自己肯定感を高めることができる多様な体験活動の充実に取り組みます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
自己肯定感を高められる体験活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感を高められる多様な体験活動等の実施 各校の活動事例のデータベースの構築、共有
教員の指導力向上	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力向上に向けた研修の実施 教育総合センターにおける教員の研究支援

一人一人の個性や能力を伸ばす魅力ある教育活動	
取組内容	キャリア教育やSTEAM教育を推進し、一人一人の個性や能力を伸ばし、社会的・職業的な自立に必要な資質や能力を養うとともに、新しい知識や経験を得ることに喜びを感じることができる魅力ある教育活動に取り組みます。また、タブレット型情報端末を活用し、一人一人の状況に応じた個別最適な教育活動を実施していきます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
キャリア教育、STEAM教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育、STEAM教育の推進 各校の授業事例のデータベースの構築、共有
タブレット型情報端末を活用した学習支援	<ul style="list-style-type: none"> タブレット型情報端末を活用した学習支援の実施 オンライン授業の実施状況の検証 オンラインを活用した学校における不登校支援の検討
教員の指導力向上	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力向上に向けた研修の実施 教育総合センターにおける教員の研究支援

(2) 児童・生徒への理解の深化

- ・新型コロナウイルス感染症やGIGAスクール構想の推進による教育環境の変化の影響も踏まえ、不登校に関する現状を改めて理解し、これまで以上に児童・生徒の様子を丁寧に把握することが教員には必要です。このため、児童・生徒の抱える様々な困難さを理解するための新たな視点を習得する機会を設けるとともに、その視点や対応を校内で共有し、チーム学校としての具体的な支援につなげていきます。
- ・教育委員会において、生活面や対人面で児童・生徒を観察する視点を整理して、不登校の兆しを把握するためのチェックリストを作成し、児童・生徒への理解の深化に向けて活用していきます。

- ・また、小学校6年生から中学校1年生にかけて不登校生徒が増加している点や、中学校で不登校となる生徒は小学校時に不登校経験のあるケースが多い点から、欠席日数に加え、遅刻・早退や別室登校等を含めて把握に努めるなど、小・中学校の連携を強化した支援を行っていきます。
- ・学校ぐるみの不登校支援の取り組みを進めるため、管理職及び教育相談主任を中心とした校内委員会を定期的開催することで、不登校傾向のある児童・生徒についての対応策を協議していきます。
- ・また、教職員と児童・生徒が心理的な交流を図るため、スクールカウンセラーや担任等による面談週間等を実施することで、普段は見えなかった児童生徒の多角的な側面を発見する機会を設定します。

教育環境の変化を踏まえた不登校の現状理解及び校内の情報共有	
取組内容	教育環境が大きく変化する中においても不登校に関し、児童・生徒の学校生活での小さな変化に気付くことができるよう、教職員研修の内容を更新・充実し、教員の観察力、児童・生徒理解の深化を図っていきます。 併せて、各学校において、児童・生徒に現れる小さな変化を見逃さないための情報収集に努め、日ごろからの教員間の情報共有が円滑に図られるよう指導・支援していきます。
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
児童・生徒理解の深化を図るための教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校支援に特化した研修の実施 ・実施状況を踏まえた、研修内容の充実
教員間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な情報収集と共有に向けた体制づくりの検討 ・実践に向けた周知、検証と改善

不登校の兆しを把握するためのチェックリストの作成	
取組内容	教育委員会において、生活面や対人面で児童・生徒を観察する視点を整理して、不登校の兆しを把握するためのチェックリストを作成し、活用について、研修等の機会を通じて、小・中学校に周知していきます。
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
不登校の兆しを把握するためのチェックリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストの作成 ・チェックリストの活用及び運用状況の評価・検証 ・周知・活用に向けた教員への研修の実施

校内における相談機能の充実	
取組内容	<p>担任が児童・生徒の欠席状況を把握した上で、教育相談主任等が中心となり、不登校傾向にある児童生徒への対応を、校内委員会等で協議していきます。</p> <p>児童・生徒の不安や困り感にいつでも対応できるよう、教職員だけでなく、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとも連携し、校内の相談体制を整備していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
不登校児童・生徒の支援体制の強化	・管理職及び教育相談主任を中心とした校内委員会の定期的な開催による支援体制の充実
スクールカウンセラーによる相談の充実	・小学校5年生、中学校3年への全員面接の実施 ・実施方法等の検証、改善
安心して相談できる環境の整備	・児童・生徒、保護者への周知方法、内容の充実

中学進学時における円滑な不登校支援	
取組内容	<p>学び舎における取組みの充実により連携を密にし、小学校時の不登校傾向の情報を詳細に中学校に引き継ぎ、児童・生徒の進学が円滑になるよう取り組みます。</p> <p>また、中学校入学前に抱えている不安を取り除くために、行事参観や体験授業等を行うなど、入学後の自分自身をイメージできる取組みを通してギャップに対応できる力を養っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
中学校への円滑な進学に向けた取組み	・中学校入学前の行事参観や体験授業等の実施（授業、部活動等）
不登校経験があった児童の情報の中学校への引継ぎ	・不登校経験があった児童の情報の中学校への引継ぎ

Ⅱ 早期支援

不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものです。そのため、児童・生徒一人一人の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、不登校への予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・継続的な支援を行っていきます。

また、不登校は様々な要因や背景があり、校内の相談・支援体制はもとより、教育委員会と福祉や医療等の関係機関による相談支援・体制とも相互に連携、協力して、中長期的な視点で一貫した支援を行う必要があります。そのため、学校内外における相談・支援体制の充実と連携体制の強化も図っていきます。

(1) 個に応じた組織的・継続的な支援

- ・不登校児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人に応じた支援を、各学校が組織的・継続的に行っていくため、不登校の予防から初期対応、事後対応までの各段階において統一的な対応を行うための「不登校対応ガイドライン」を作成します。作成にあたっては、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設けます。
- ・ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、HyperQ-U調査、月例調査の活用、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、子ども同士の声掛けや仲間づくり、家庭訪問等による適切な働きかけ、引きこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転入（校）対応、民間施設やオンラインによる適応指導に関する出席の扱い等、各段階における具体的な対応を示していきます。
- ・ガイドラインの運用にあたっては、管理職研修等を通じて周知徹底を図るとともに、生活指導主任研修や初任者研修など職層に応じた研修を通して、その運用の統一を図っていきます。
- ・不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添う支援の充実のためには、児童・生徒の状況の詳細を把握する必要があります。そのため、的確なアセスメントに基づき、組織的・継続的な支援を図るための共通ツールとして、教育委員会が「支援シート」の様式を作成し、学校が運用する仕組みを構築します。
- ・区立小・中学校における情報連携について、個人情報取り扱いに留意しながら共通のルールを検討・運用します。支援シートの活用等の効果的な実践例を基に、情報連携のためのルールを作成します。そのルールに基づき、学び舎単位でのモデル実施を行い、検証を行った上で全校へ周知・導入します。

- ・幼稚園・保育所等から小学校への支援手法の引継ぎについては、教育総合センターに新たに導入する乳幼児教育・保育センター機能を発揮し、区長部局との連携の下、検討していきます。また、中学校卒業後における高校等への情報連携についてもあわせて検討し、切れ目ない支援を行っていきます。

不登校対応ガイドラインの作成・運用	
取組内容	不登校児童・生徒への支援を組織的、継続的に行っていくため、「不登校対応ガイドライン」を作成し、活用について小・中学校に周知していきます。 また、管理職研修や生活指導主任研修、初任者研修など職層に応じた研修を通して、ガイドラインの活用について周知徹底し、統一的な運用を行っていきます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
「不登校対応ガイドライン」の作成・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「不登校対応ガイドライン」の作成 ・「不登校対応ガイドライン」の運用及び運用状況の評価・検証

支援シートの作成・運用	
取組内容	児童・生徒一人一人の状況の詳細を把握し、個に応じた組織的・継続的な支援を図るための共通ツールとして「支援シート」を作成し、学校が運用する仕組みを構築します。 作成にあたっては、「不登校対応ガイドライン」とともに、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設け、有効な活用手法を検討します。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
「支援シート」の作成・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援シート」の作成 ・「支援シート」の運用及び運用状況の評価・検証
支援シートを活用した校内体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援シート」の活用手法の検討 ・「支援シート」の活用及び検証
学校での活用に向けた周知	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・活用に向けた教職員への研修の実施 ・アセスメント力の向上に向けた研修の実施

区立小・中学校等における情報連携の強化	
取組内容	<p>区立小・中学校における情報連携について、共通のルールを検討し運用します。運用にあたっては、学び舎単位でのモデル実施を行い、検証を行った上で全校へ周知・導入します。</p> <p>幼稚園・保育所等から小学校への情報連携については、教育総合センターに新たに導入する乳幼児教育・保育センター機能を発揮し、区長部局との連携の下、検討します。また、中学校卒業後における情報連携についても検討し、切れ目ない支援を行っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
情報連携に向けた共通ルールの検討、運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通ルールの検討 ・ 学び舎でのモデル実施及び効果・検証 ・ 全校への周知・導入準備
幼稚園・保育所等から小学校への情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長部局との情報連携に向けた検討
中学校卒業後における情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等との情報連携に向けた検討

(2) 学校内外における相談・支援体制の充実

- ・ 多様な要因・背景により不登校状態にある児童・生徒に対し、効果的な支援を行うため、学校内の組織体制を強化し、学級担任だけではなく、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー等が相互に連携、協力して、より効率的・効果的な支援を行う体制を構築します。
- ・ 児童・生徒に状況に即した効果的な支援を行うためには、校内のスクールカウンセラーや校外から支援する校外アドバイザー（教育相談室の心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー）による別の角度からのアセスメントや支援内容が重要となるため、その専門性と資質の向上を図っていきます。
- ・ 不登校対策の拠点となる「世田谷区教育総合センター」において、多様な要因・背景により不登校傾向や不登校状態となった児童・生徒の相談に対応し、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築し、不登校支援の一層の充実を図ります。また、様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センター内の相談部門や支援部門等が情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。
- ・ 教育支援グループ、特別支援巡回グループに加え、新たに心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行い、早期に適切な支援に結び付けるとともに、各専門チームが互いに連携を図ることで、学校等への支援体制を強化していきます。

- ・不登校を取り巻く状況が複雑多岐にわたり複合化しているために、学校や教育委員会の取組みだけでは、不登校児童・生徒への支援が不十分であったり困難であったりする事例もあります。支援のためには、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口など、福祉、保健、医療等の様々な関係機関との連携を強化し、支援のネットワークを構築して、不登校児童・生徒や保護者、家庭の状況に応じた適切な支援につなげていきます。

スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化	
取組内容	不登校児童・生徒への効果的な支援を行うため、教員やスクールカウンセラー等が連携・協力できる学校内の組織体制を構築します。 また、スクールカウンセラーや教育相談室の主任教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが校内外の連携の中で専門的な役割を果たすため、さらなる資質の向上に向けた効果的な研修を行います。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー等に対する研修内容の充実 ・アセスメント力の向上に向けた研修の充実

総合的な教育相談の拠点づくり【新規】	
取組内容	教育総合センター内に、不登校に関する様々な相談に対応し、学校や専門チームと連携して、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。 また、様々な相談に対応するスタッフのスキルアップのため、必要な研修を実施するとともに、定期的な会議を通じて、連携体制を強化します。 さらに、様々な相談内容を継続的に蓄積し、個人情報の取り扱いに留意しながら、教育総合センター内の相談部門や支援部門等が情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
教育に関する相談を総合的に受ける相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育相談窓口による相談の運用 ・運用状況を踏まえた検証・改善
相談や支援を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に向けた研修の実施 ・定期的な会議の実施による情報共有、連携強化
情報共有システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムの運用 ・情報共有システムの運用状況の検証・改善

専門チームによる学校支援の強化【新規】	
取組内容	不登校の課題を早期に適切な解決に結び付けられるよう、心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループを設置し、専門家による学校等への支援体制の強化に取り組めます。 不登校支援グループは、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行います。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
不登校支援グループによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校支援グループの設置・運用 ・運営状況の検証・改善
特別支援教育巡回グループ、教育支援グループとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ間における連携体制の構築 ・連携のあり方についての検証・改善

関係機関との連携による支援	
取組内容	不登校を取り巻く状況は複雑で多岐に渡るため、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口など、福祉、保健、医療等の様々な関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、不登校児童・生徒や保護者、家庭の状況に応じた適切な支援につなげていきます。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化に向けた検討、実践 ・教育総合センターにおける取組みとの連携 ・連絡協議会等における情報共有
相談・支援機関等への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や教員、スクールカウンセラー、ほっとスクール等への周知

Ⅲ 長期化への対応

不登校は、長期化する可能性があり、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる事が予測されます。一方で、不登校児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や心の成長に必要な自分についての気づきや、自分らしさの発見等の積極的な意味を持つ面もあります。

そのため、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるよう、それぞれの状況に即した多様な学びの場や居場所の充実を図っていきます。

また、不登校児童・生徒を持つ保護者・家庭は、様々な不安や悩みを抱えています。こうした不安や負担の軽減に向けた取組みを充実させていきます。

(1) 多様な教育機会や居場所の確保

- ・ほっとスクールの運営評価の結果を踏まえ、更なる支援機能の充実に向け、児童・生徒一人一人に寄り添った支援を行い、定期的に評価する仕組みを構築します。また、研修の機会や内容の充実を図り、スタッフの資質や専門性の向上を図っていきます。ほっとスクール間の交流や連携の更なる促進を図り、区営施設と民営施設相互のノウハウや人的ネットワークを共有し、より多様な活動を展開していきます。
- ・ほっとスクールの体験を含めた申込希望者は増加傾向にあり、地域偏在も生じていることから、ほっとスクール城山の定員数を拡充するとともに、新たなほっとスクールの整備に向けた検討も進めていきます。
- ・NPO法人との協働により試行的に実施した、ほっとスクールを拠点としたオンラインによる学習支援についても、教育総合センターの機能を発揮しながら、本格実施に向けた準備を進めていきます。
- ・ほっとスクールに通室することも心理的なハードルを高く感じている不登校児童・生徒もいることから、より小集団で、個の対応が必要となる児童・生徒を対象に、教育総合センター内にほっとスクール等につなげるための心理的支援を中心とした居場所を新たに設置するほか、保健福祉領域等の他所管における居場所についても広く周知していきます。
- ・不登校児童・生徒の中には、支援につながらず、自宅で過ごしている児童・生徒も存在します。一方で、一人一台タブレット型情報端末が配付されたことを受け、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供の可能性が広がっています。大学や民間企業との連携も視野に、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進めていきます。

- ・令和4年度より新たに開設する「不登校特例校（分教室）」においては、不登校児童・生徒の実態に合わせた特別な教育課程を編成し、生徒の個性や能力を発見・伸長し、社会で生き抜く力を育む教育活動を実施していきます。また、運営状況を評価、検証し、学校型への移行に向け計画的に検討を進めていきます。また、不登校特例校が果たす機能や求められる役割について、ほっとスクールとの整理を行い、児童・生徒の状態に応じた支援を行っていきます。
- ・フリースクール等の民間施設においても、不登校児童・生徒への学習支援や居場所づくりを行っており、相互に協力、補完する意義は大きいことから、情報共有や事例共有の場を設定するなど、フリースクール等との連携促進に向けた取組みを進めていきます。
- ・フリースクール等における学習支援や指導、オンラインを活用した学習支援等について、指導要録上の出席扱い、学習の評価についても整理を行っていきます。

ほっとスクールの充実	
取組内容	<p>ほっとスクールの運営評価の結果を踏まえ、支援機能の強化に向けた支援内容の定期的な評価、研修機会の拡充によるスタッフの資質の向上、ほっとスクール間の交流や連携による多様な活動の実施など、支援内容の充実に取り組みます。</p> <p>また、申込希望者の増加や地域偏在対応するため、ほっとスクール城山の定員数を拡充するとともに、新たなほっとスクールの整備に向けた検討を進めていきます。</p> <p>NPO法人との協働により試行的に実施した、ほっとスクールを拠点としたオンラインによる学習支援についても、教育総合センターの機能を発揮しながら、本格実施に向けた準備を進めていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度取組み
ほっとスクールの支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容を定期的に評価する仕組みの構築 ・スタッフの資質の向上に向けた研修機会の拡充 ・ほっとスクール間の交流・連携の強化 ・多様な体験活動等の充実
ほっとスクールの整備、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクール「城山」の定員拡充 ・新たなほっとスクールの整備に向けた検討
ほっとスクールを拠点としたオンライン学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・試行的実施の効果・検証 ・実施内容の拡充

中間的な居場所の確保	
取組内容	<p>ほっとスクールに通室することも心理的なハードルを高く感じている不登校児童・生徒もいることから、より小集団で、個の対応が必要となる児童・生徒を対象に、教育総合センター内にほっとスクール等につなげるための心理的支援を中心とした居場所を新たに設置します。</p> <p>また、保健福祉領域等が所管する居場所についても、「不登校支援施策リーフレット」等を活用し、広く周知・案内していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
ほっとスクール等につなげる中間的な居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的支援のための中間的な居場所の設置・運用 ・中間的な居場所の運用検証を踏まえた改善・拡充
保健福祉領域等所管の居場所の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「不登校支援施策リーフレット」を活用した周知

ICTを活用した学習支援や居場所の検討【拡充】	
取組内容	<p>NPO法人との協働により試行的に実施している内容を検証し、大学や民間企業との連携も視野に、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進め、不登校児童・生徒への支援の充実を図っていきます。</p> <p>あわせて、指導要録上の出席扱いや学習の評価について、取り扱いを整理していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けた検討及びモデル実施 ・効果・検証及び実施の拡充
指導要録上の出席扱い、学習の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・出席、評価の取り扱いについて整理・検討

不登校特例校（分教室）の運営【新規】	
取組内容	<p>不登校特例校（分教室）を開設し、多様で柔軟な世田谷らしい教育活動を通して、生徒一人一人の個性や能力を発見・伸長し、社会で生き抜く力を育みます。また、運営状況を評価、検証し、学校型への移行に向け計画的に検討を進めていきます。ほっとスクールとの機能や役割を整理し、児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行います。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
不登校特例校（分教室）の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校特例校（分教室）の開設・運営 ・運営状況の評価・検証、及び改善 ・ほっとスクールとの機能・役割の整理
不登校特例校（学校）の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・運営状況の評価・検証を踏まえた、不登校特例校（学校）への移行に向けた検討

フリースクール等民間施設、団体との連携	
取組内容	<p>フリースクール等民間施設、団体等との情報共有や事例共有の場となる「(仮称)連絡協議会」を設置、開催し、フリースクール等との連携促進に向けた取組みを進めていきます。</p> <p>また、フリースクール等における学習支援や指導における、指導要録上の出席扱いや学習の評価について、取り扱いを整理していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取組み
「(仮称)連絡協議会」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)連絡協議会」の設置、開催 ・「(仮称)連絡協議会」の開催、充実
指導要録上の出席扱い、学習の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・出席、評価の取り扱いについて整理・検討

(2) 家庭・保護者への支援

- ・不登校が長期化した場合の保護者の心労は計り知れず、これまでも教育相談室では時間をかけて保護者を支える取組みを行ってきました。昨今の社会環境の変化の中、教育相談室、ほっとスクール、スクールカウンセラーなどの職員へは、より深く的確な保護者理解と支援が求められており、そのために必要な専門的な理論や技術、倫理などの研修などを通して専門職としての力量の向上を目指していきます。
- ・保護者が誰でも利用できる「不登校保護者のつどい」について、保護者間の交流機会の拡充や進路に関する情報提供の充実に向け、実施地域や開催場所等についても工夫しながら、より効果的な運営を行っていきます。
- ・情報提供などにより、保護者のスクールカウンセラーや教育委員会の教育相談室、ほっとスクールなどや民間の居場所や支援についての理解を広めて保護者による積極的な活用を促進していきます。
- ・進路に関する不安や悩みを抱えている保護者が多いことから、進路に関する情報提供や相談機会の拡充を図っていきます。
- ・不登校児童・生徒や保護者の状態に応じて適切な支援につなげられるよう、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口等の福祉や医療等の関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、切れ目ない支援を行っていきます。

不登校保護者への相談機能の充実【拡充】	
取組内容	<p>不登校児童・生徒の保護者が安定して子どもに関われるようになるために、保護者の相談に携わる主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー、ほっとスクール指導員の資質向上を図ります。</p> <p>また、「不登校・登校しぶり 保護者のためのハンドブック」の活用や不登校のための施策や事業について、周知の徹底を図り、児童・生徒の状態に応じた適切な支援につなげていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
相談に携わる職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・課題追求型臨床研究の計画立案 ・課題追求型臨床研究の開始 ・自己評価システムの構築と試行 ・自己評価システムの本格実施
施策や事業の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開催時に事業案内の配布実施 ・ハンドブックの内容及び周知の充実に向けた検討

不登校保護者のつどいの充実	
取組内容	<p>不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える不安や悩みなどの負担の軽減を目的とした「不登校保護者のつどい」について、実施地域や開催場所等の拡充のほか、運営方法や内容の見直しも行き、参加や交流の機会の充実を図ります。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
不登校保護者のつどいの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな運営方法での実施 ・新たな運営方法についての検証、改善

進路説明会・進路相談会の充実	
取組内容	<p>ほっとスクールや保護者のつどいにおける進路説明会に加え、引き続き、個別進路相談会や個別高校説明会を開催し、不登校児童・生徒や保護者が進路に関する情報を得られる機会を拡充していきます。</p> <p>また、実施状況を踏まえ、内容や時期、回数について検証を行い、進路説明会・相談会の内容の更なる充実を図ります。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
進路説明会・相談会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な場における進路説明会・相談会の実施 ・実施状況を踏まえた内容、周知方法の充実

保健福祉等の関係機関との連携強化	
取組内容	<p>不登校・児童生徒の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、児童相談所や子ども家庭支援課、メルクマールせたがや、ひきこもり相談窓口等の保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、切れ目ない支援を行っていきます。</p> <p>また、「不登校支援施策リーフレット」等を活用し、保健福祉領域の相談・支援機関についても周知を図っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化に向けた検討、実践 ・教育総合センターにおける取組みとの連携 ・連絡協議会等における情報共有
保健福祉領域の相談・支援機関の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や教員、スクールカウンセラー、ほっとスクール等への周知 ・「不登校支援施策リーフレット」への福祉領域における相談窓口等の掲載及び保護者への周知充実

資料編（調整中）

※国や都の動き、区における不登校施策の全体像等を掲載予定

